

○久吉ダム水道企業団給水条例施行

規程

（平成十年二月二十七日）
（企業管理規程第二号）

改正 平成一三年三月二八日企業管理規程第二号
平成一五年三月二十五日企業管理規程第一号
平成二四年三月一九日企業管理規程第四号

久吉ダム水道企業団給水条例施行規程（平成五年久吉ダム水道企業団企業管理規程第十二号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 給水装置の工事及び費用（第二条—第十三条）
- 第三章 給水（第十四条—第二十一条）
- 第四章 料金（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 貯水槽水道（第二十八条）
- 第六章 雜則（第二十九条）

附則

第一章 総則 (目的)

第一条 この規程は、久吉ダム水道企業団給水条例（平成十年久吉

ダム水道企業団条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 給水装置の工事及び費用

（給水装置新設等の申込み）

第二条 条例第五条の規定により、給水装置の新設、改造又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、給水装置工事申込（承認）書（様式第一号）を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申込書の提出があったときは、当該申込書の内容を審査の上給水装置の新設等の可否を決定し、給水装置工事承認（不承認）通知書により、当該給水装置工事申込者にその旨を通知するものとする。

3 給水装置工事申込者は、第一項の申込書の内容に変更があったとき又は当該給水装置の工事を取りやめようとするときは、速やかに企業長に届け出なければならない。
(給水装置工事の設計審査等)

第三条 条例第七条第二項に規定する給水装置工事の設計審査（使用材料の確認を含む。）の範囲は、次のとおりとする。

- 一 給水栓まで直接給水するものにあっては、給水栓まで
- 二 受水タンクを設けるものにあっては、受水タンクの給水口まで

- 2 企業長は、受水タンクを設ける場合の設計審査において必要が

D 「久吉ダム五」

あると認めたときは、受水タンク以下の装置の設計図を、給水装置の工事をする者から徴することができる。

(利害関係人の承諾書等)

第四条 条例第七条第三項の規定に該当する申込者は、次の各号の一に定める書類を企業長に提出しなければならない。

一 他人の土地内又は土地を経過し、若しくは構築物内に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構築物の所有者の承諾書

二 他人の給水装置から分岐引用しようとするときは、当該給水装置の所有者の承諾書

三 前二項に規定する承諾書を提出できないときは、申込者の誓約書

(給水装置使用材料)

第五条 企業長は、条例第七条第二項に定める設計審査又は工事検

査において、久吉ダム水道企業団指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「政令」という。）第四条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる（様式第一号）。

2 企業長は、前項の規定により、企業長が求めた証明が提出され

ないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第六条 条例第八条の規定に基づく構造及び材質の指定は、次の基準により行う。この場合において、企業長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

一 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から三セントメートル以上離れていること。

二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。

四 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れる恐れがないものであること。

五 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための

適当な措置が講じられていること。

2 条例第八条の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 工業標準化法（昭和二十四年法律第二百八十五号）第十九条第一項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第十七条第一項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を附することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が附されたもの

二 製品が政令第四条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 三 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第四条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの
 3 前項の規定にかかるわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めた場合は、前各項の規定により企業長が定した材料以外の材料を使用することができる。

4 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することができる。
 5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を使用する箇所、高層建

築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所、その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

（工事費の算出）

第七条 条例第九条第一項に規定する工事費の算出は、次の各号による。

- 一 材料費は、企業長が定める材料単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。
- 二 労力費は、企業長が定める工種別の賃金に標準定率を乗じて得た額とする。
- 三 道路復旧費は、企業長が定めるところによる。ただし、重要路線その他の道路の仮復旧を要する場合は、企業長が別に定める道路掘削跡仮復旧費を加算する。
- 四 工事雑費は、企業長が定める運搬費、消耗器材費、損料、保険料及びその他に要する費用の合計額とする。
- 五 諸経費は、企業長が定める工事の設計、監督並びに材料及び労務の管理に関する費用の合計額とする。

（工事費の分納の承認等）

D 「久吉ダム九」

第八条 条例第十一条の規定により、工事費分納の承認を受けようとする者は、保証人を定めて、給水装置工事費分納承認申請書（様式第三号）を企業長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、企業団の区域内に居住する成年者で企業長が適當と認めるものでなければならぬ。

3 分納工事費の完納前に保証人が死亡し、若しくは区域外転居その他他の理由により保証人としての資格を失い、又は企業長がその承認を取り消したときは、直ちに保証人を変更して企業長の承認を受けなければならない。

4 工事費の納付総額が五十万円以下のもの又はその者の社会的、経済的状況等から企業長が特に認めたときは、保証人を免除することができる。

(工事費の分納の方法)

第九条 工事費の分納は、その者の生計等を考慮し、月数を定め納付させるものとする。

(給水管埋設の深さ)

第十条 給水管の埋設の深さは、次の基準によらなければならぬ。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

区	管径三〇■以下	管径四〇■以上
公道		

道路内 宅地内	私道	一・二〇m以上	
		一・一〇m以上	
	○・六〇m以上	一・〇〇m以上	

2 管径七十五ミリメートル以上の管は、配水管に準じて布設しなければならない。

(メーターの設置位置等)

第十二条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

一 メーターは、原則として給水管と同口径のものを用い、給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。

二 設置場所は、家屋内又は敷地内で点検及び取替作業を容易に行うことができる場所を選定する。

三 汚水が入り難く衛生的で、かつ、損傷の危険のない場所を選定すること。

(保護工法)

第十三条 給水管の保護工法は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 給水管が開渠を横断する部分は、なるべく開渠の下に埋設し、架設するときは高水位以上の高さにし、かつ、折傷しないような措置を講ずること。

二 軌道下横断の場合は、荷重振動等に耐え得る管渠等で保護のための措置を講ずること。

三 電食のある箇所については、絶縁、電流回路の変更その他の有効な装置を講ずること。

四 酸、アルカリ等により侵されるおそれのある箇所又は湿度の影響を受けやすい箇所の場合は、その材質に応じ防食その他の有効な措置を講ずること。

五 細水装置の露出部及び凍結の恐れのある箇所は、有効な防凍のための装置を講ずること。

(危険防止の装置)

第十三条 細水装置は、企業団の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれのある管又は水道に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは設備と直結してはならない。

2 細水管から水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、設備等に細水する場合は、細水管に有効な逆流防止の装置を設け、その出口は落し込みとし、あふれ面よりその管の管径以上の高さに設けなければならない。

3 水洗便器に細水する装置にあっては、その細水装置又は水洗便

器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講ずる場合を除き、細水管に直結してはならない。

4 細水装置中に停滞空気が生じ、通水を妨げるおそれのある場合は有効な排気の装置を施さなければならぬ。

5 細水装置中に水が停滞し、死水の生ずるおそれのある場合は、有効な排水の装置を施さなければならぬ。

第三章 細水

(細水契約の申込み)

第十四条 条例第十八条の規定により細水契約の申込をしようとする者は、水道使用開始申込書（様式第四号）を企業長に提出しなければならない。

(代理人の届出)

第十五条 条例第十九条の規定による届出は、細水装置所有者代理人届（様式第五号）により行うものとする。

(管理人の届出)

第十六条 条例第二十条の規定による届出は、細水装置管理人届（様式第六号）により行うものとする。

(計量の例外)

第十七条 条例第二十一条第一項ただし書の規定により計量の必要がないと認めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 施設消火栓

二 その他企業長が計量の必要ないと認めたもの
(受水タンク以下の装置へのメーターの設置等)

第十八条 受水タンク以下の装置の所有者で、条例第二十一条第一

D 「久吉ダム一一」

項の規定による当該装置へのメーターの設置を希望するものは、

受水タンク以下の装置への水道メーターセット申込書（様式第七号）を企業長に提出しなければならない。

2 条例第二十一条第二項の規定によりメーターを設置することができる受水タンク以下の装置は、次に掲げる条件に適合したものでなければならない。

一 住居部分と非住居部分に使用上区分され、かつ、住居部分の水道が家事用として使用されること。

二 当該装置の位置がメーターハウジングの設置、取替及び検針の作業等に支障を及ぼさないものであること。

3 企業長は、第一項の規定による申込の承認を決定したときは、

受水タンク以下の装置への水道メーターセット申込書により、当該申込者に通知するものとする。

4 メーターハウジングを設置した受水タンク以下の装置の管理責任は、当該装置の所有者が負うものとする。

（水道の使用中止・変更等の届出）

第十九条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、水道使用中止・廃止・用途変更届（様式第四号準用）により行うものとする。

2 条例第二十三条第二項の規定による届出は、水道使用に関する

変更等届（様式第八号）により行うものとする。

（私設消火栓の公共使用及び封印）

第二十条 条例第二十三条第二項第三号に規定する「公共の消防用として使用したとき」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に基づいて設置された消防機関が使用した場合をいう。なおこの規定により私設消火栓を使用する場合は、所有者はその使用を拒むことができない。

2 私設消火栓は、管理者が封印する。

（給水装置及び水質の検査の費用）

第二十一条 条例第二十八条第二項に規定する特別の費用を要した

ときとは、次に掲げるものをいう。

一 給水装置の構造又は材質若しくは機能について、企業長が行う通常の検査以外の検査に要する費用

二 供給する水の色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否について、企業長が行う通常の検査以外の検査に要する費用

三 その他通常の検査以外の検査において特別に要する費用

第四章 料金

（料金の月計算）

第一項に規定する定例日の翌日から当月の定例日までを一箇月分として算定する。

2 条例第三十一条第一項のやむを得ない理由及び同条第二項の規定により、定例日以外の日にメーターの検針を行うときの料金は、一箇月分とみなして算定する。

（水量端数の計算）

第二十三条 メーターポイント検時において、使用水量に一立法メートル未満の端数があるときは、翌月分の使用水量にこれを算入する。ただし、給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は条例第四十三条の規定により給水を停止したときの端数は、これを切り捨てる。

（メーターチェンジの告知）

第二十四条 企業長は、メーターチェンジを行ったときは、その都度、使用水量を水道の使用者又は管理人に告知する。

2 企業長は、条例第三十二条の規定により使用水量を認定したときは、その旨を水道の使用者又は管理人に告知する。
（使用水量の認定方法）

第二十五条 条例第三十二条の規定による使用水量の認定は、使用状況等を考慮しての企業長が定める。

（料金等の領収印）

第二十六条 料金その他の納付金の領収書は、久吉ダム水道企業団企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関又は地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条の二の規定に基づき企業団の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者の領収印のあるものに限り有効とする。

（料金の減免又は徴収猶予）

第二十七条 条例第四十条の規定により料金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、水道料金軽減・免除・徴収猶予申込書（様式第九号）を企業長に提出しなければならない。

2 条例第四十条の規定による減免の額又は徴収猶予の期間は、その都度、企業長が定める。

第五章 貯水槽水道

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第二十八条 条例第四十八条第二項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の設置者のうち、有効容量が五立方メートルを超えて十立方メートル以下の貯水槽の設置者は、青森県知事の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道の設置者のうち、有効容量が五立方メートル以下の貯水槽の設置者は、次に定める管理基準に従つて管理するよう努めることとする。

A 「久吉ダム一一」

めなければならない。

一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に行うこと。

二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するためには必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

3 前項の貯水槽の設置者は、前号の管理に関し、一年以内ごとに一回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けるよう努めなければならない。

第六章 雜則

(その他)

第二十九条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の久吉ダム水道企業団給水条例施行規程の規定によつてなされた処分、手続きその他の行為は、この規程による改正後の久吉ダム水道企業団給水条例施行規程の規定によつてなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができるもの。

附 則（平成一三年企業管理規程第二号）抄

第一条 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年企業管理規程第一号）

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年企業管理規程第四号）

この規程は、平成一十四年四月一日から施行する。

株式会社 水道（久吉ダム水道企業団総務課に賛同）

11110

様式第1号（第2条関係）

給水装置工事申込（承認）書 年月日
久吉ダム水道企業団企業長 殿
久吉ダム水道企業団給水条例第5条の規定による給水装置工事の
申込みをします。

申込者 住所 氏名 ㊞
久吉ダム水道企業団給水条例第7条第2項の規定により給水装置
工事の施行を申込みますので承認願います。

施行者 指定店舗 住 所
代表者名 ㊞

給水装置工事 施	責任技術者	配管技工
着手予定期月日	年月日	着手年月日
完成予定期月日	年月日	完成年月日
元 管 管 種	口径	% 開栓
水 壓	kg/cm ²	月 日 時 受水槽
分岐口 径		私設消火栓 有無
主な給水管種口径		口径 砂利碎石 % 基
道申 請	許可申請	復 アスファルト m ³
路請	申請中	旧 コンクリート m ³
工手事数検査料	口 径 個 所 金額	摘要
	% ケ所	円
検査月日	年 月 日	
1 水栓水栓	kg/cm ²	時
2 残留塩素	P P M	
3 経過		
4 検査員		
寄採付納	有 管 種 口 径 延長	消防栓その他
	% m	% 基
	m	m
企業長 副企業長 事務局長 事務次長		
班長 係長 係		

工事場所	戸別	枝番	世帯、人員	世帯 人
工事の内容	1 新設 2 改造 3 仮設 4 撤去	5 その他 ()		
地区	戸別	枝番	世帯、人員	世帯 人
使用者氏名	地区	戸別	枝番	世帯 人
承諾書	支分住所	戸別	枝番	世帯 人
	住所	氏名	氏名	世帯 人
	土地	住所	氏名	世帯 人
	屋	住所	氏名	世帯 人

特記事項及び特殊事項

上記のとおり承認する。
年 月 日

承認番号 第 号

久吉ダム水道企業団企業長

㊞

A [久吉ダム111]

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

久吉ダム水道企業団
企業長

申請者 住 所
氏 名

印

給水裝置工事材料證明願出書

給水装置工事に次の自己材料を使用したいので、久吉ダム水道企業団給水条例施行規程第5条の規定により証明願出いたします。

※ 年 月 日 ※検査場所

上記のとおり材料検査の結果合格品の使用を証明する。

久吉ダム水道企業団企業長

印

検査員

印

(注) 1 ※欄の記入を要しない。

2 ※検査手数料を添えること。

D 「久吉ダム五」

様式第3号（第8条関係）

年月日

久吉ダム水道企業団
企業長 殿

申 請 者	住 所	印
	氏 名	
連帶保証人	住 所	印
	氏 名	

給水装置工事費分納承認申請書

給水装置工事費分納の承認を得たいので、久吉ダム水道企業団給水条例施行規程第8条の規定により申請します。

給水装置の場所					
種別・用途		種別		用途	
工事費の概算額		円也			
分納回数及び納入期日	第1回	円也		年	月
	第2回	円也		年	月
	第3回	円也		年	月
	第回	円也		年	月
	第回	円也		年	月
特記事項					
上記の給水装置工事費分納を承認する。					
久吉ダム水道企業団企業長					印

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

久吉ダム水道企業団
企業長 殿

住 所	
氏 名	印
代理 人	印

水道使用開始(中止、用途変更、廃止)申請書

水道の使用を開始(中止、用途変更、廃止)したいので、久吉ダム水道企業団
給水条例施行規程第14条の規定により申請いたします。

給水装置の所在地	
給水装置所有者 の住所	住所
氏名	氏名
種別	専用、共用、私設消火栓
用途	一般家事、営業、団体、浴場、プール
使用者の世帯数	名
使用開始(中止、廃止)年月日	年 月 日
特記事項	処理欄 使用者番号 No. _____ 検針番号 No. _____ メーター口径 mm メーター指針 m³ メーター番号 No. _____ 検針カード 月 日 O A 入力 月 日

様式第5号（第15条関係）

年 月 日

久吉ダム水道企業団

企業長

殿

給水装置所有者

住 所

氏 名

印

給水装置所有者代理人届

久吉ダム水道企業団給水条例施工規程第15条の規定により下記の者を代理人と定めたので届出いたします。

記

給水装置所有者の代理人

住 所

氏 名

印

様式第6号（第16条関係）

平成 年 月 日

久吉ダム水道企業団
企業長 殿

共有者（共用者）

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

給水装置管理人届

久吉ダム水道企業団給水条例施行規程第16条の規定により下記の者を給水装置の管理人と定めたので届出いたします。

記

給水装置管理人

住 所
氏 名 印

様式第7号（第18条関係）

平成 年 月 日

久吉ダム水道企業団

企業長

殿

住 所

氏 名

印

受水タンク以下の装置への水道メーター設置申込（承認）書

久吉ダム水道企業団給水条例施行規程第18条第1項の規定により、受水
タンク以下の装置への水道メーター装置を下記事由により希望したいので
資料添付のうえ申込いたします。

記

申込の事由

D 「久吉ダム五」

上記のとおり受水タンク以下の装置への水道メーター設置を承認する。

久吉ダム水道企業団

企業長

印

様式第8号 (第19条関係)

年 月 日

久吉ダム水道企業団
企業長 殿届出人 住 所
氏 名 (印)

水道使用に関する変更等届出書

下記事項について変更等が生じたので久吉ダム水道企業団条例施行規程第19条第2項の規定により届出いたします。

変 更 事 項	
水道使用中止	中止月日 月 日
メーターの口径変更	既設口径 mm を mm へ
私設消火栓の使用	使用 月 日 時
水道使用者の変更	現在の氏名 変更後の氏名
給水装置の所有者の変更	現在の氏名 変更後の氏名
代理人・管理人の変更	現在の氏名 変更後の氏名
消防用として使用	使用 月 日 時

※ 該当事項のみ記入

様式第9号 (第27条関係)

年 月 日

久吉ダム水道企業団

企業長

殿

住 所

申請者

(印)

水道使用料金(水量) 軽減、免除、徴収猶予申請書

水道料金を減免、徴収猶予を受けたいので、久吉ダム水道企業団給水条例施行規程第27条の規定により申込みます。

記

事由……

処理……

※ 企業団記入欄

使用者番号 No. _____

年 月分

水道使用水量・料金変更調書

区分	使用水量	基本料金		従量料金						計	合計 (消費税込)		
		10m³まで		第1段		第2段		第3段					
		m³	金額	m³	金額	m³	金額	m³	金額				
変更前													
変更額													
変更後													